

## 第5 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

### 1 福祉・介護人材確保対策について

#### （1）福祉・介護人材確保対策の推進

##### ① 2020年代初頭に向けた介護人材確保の方向性

2014（平成26）年度に、都道府県の御協力のもと実施した介護人材の需給推計において、団塊の世代が全て75歳以上となる2025（平成37）年には約38万人の介護人材が不足すると見込まれており、介護人材を量と質の両面から確保するため、国と地域の二人三脚で取り組んでいる。

さらに、政府として新たに掲げた「介護離職ゼロ」の実現に向け、介護人材の需給推計において、2020（平成32）年に不足すると見込まれている約20万人の介護人材に加え、一定の仮定をおいた試算を行ったところ、約12万人分の介護サービス基盤の上乗せ・前倒し整備に伴い追加的に必要となると見込まれる約5万人の介護人材を合わせた、約25万人の介護人材を2020年代初頭に向けて確保するため、平成27年度補正予算等において、追加的・緊急的に必要となる施策を講じたところであるが、平成28年度第2次補正予算及び平成29年度予算案においても、「離職した介護人材の呼び戻し」、「新規参入促進」、「離職防止・定着促進」の3つの視点で対策を進めていくため、必要な予算を計上しているところである。

各都道府県におかれては、引き続き、介護福祉士修学資金等貸付制度や地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、あらゆる施策を総動員し、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

##### ② 介護福祉士修学資金等貸付制度について

###### ア 介護福祉士修学資金等貸付制度の着実な実施

介護福祉士修学資金等貸付制度については、平成27年度補正予算において、

- ・ 介護職としての知識や経験を有する即戦力として期待される介護人材の呼び戻しを促進するため、離職した介護人材に対する再就職準備金（上限20万円。介護職員として2年間勤務した場合、返還を免除）の貸付事業の創設や、
- ・ 介護職を目指す学生の増加を図るとともに、卒業後の介護現場への就労・定

着を促進するため、介護福祉士修学資金の貸付原資の確保や新たな貸付メニュー（国家試験受験見込者への国家試験受験対策費用）の追加、などの制度の大幅な拡充を行い、各都道府県に財源を配分したところである。

本事業は、一億総活躍社会の実現に向けて、「新・三本の矢」の第三の矢である「安心につながる社会保障」として新たに掲げた「介護離職ゼロ」に直結する特に緊急対応が求められる施策として位置付けられていることから、各都道府県においては、実施主体である都道府県社会福祉協議会等と堅密に連携を図り、貸付計画の適切な進捗管理を行う等により迅速かつ着実に事業を実施し、介護人材の確保に積極的に取り組んでいただきたい。

#### イ 平成 28 年度第二次補正予算における再就職準備金貸付事業の拡充

「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）及び「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日閣議決定）に基づき、一億総活躍社会の実現を加速するため、平成 28 年度第二次補正予算において、大都市、被災地等の人材確保が特に困難な地域において、いったん仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金貸付制度の活用を図るため、

- ・ 再就職準備金の貸付額の倍増（貸付上限額 20 万円→40 万円）
- ・ 貸付対象者の要件緩和（当該都道府県に住民登録している者だけでなく、当該都道府県で就労する者にも貸付が可能となるよう見直し）

を内容とする再就職準備金貸付事業の拡充（10 億円）が盛り込まれた。

今回の拡充措置のうち、貸付額の倍増については、平成 28 年 4 月の介護職種の有効求人倍率が 3 以上の都府県及び東日本大震災等の被災県、要件緩和については全国の都道府県を対象として実施することとしている。

再就職準備金貸付事業については、都道府県福祉人材センターが実施する離職した介護人材の届出事業と有機的な連携を図り、積極的な周知広報を行うなど、本事業を活用した潜在介護人材の呼び戻しを強力に推進していただきたい。

### ③ 地域医療介護総合確保基金等を活用した都道府県の取組の推進

#### ア 地域医療介護総合確保基金における新規メニューの創設について

平成 27 年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的

な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところである。

平成 29 年度予算案においても、90 億円（公費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

また、平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」の附帯決議において、「将来的に福祉職、介護職に就く人材を増やすべく、現在中学・高校教育における福祉及び介護に関わるインターンシップの体験率が必ずしも高くない状況も勘案し、関係府省と連携して、福祉及び介護に関わる基礎的理解と経験が得られるよう努めること。」と決議されたことを踏まえ、平成 29 年度においては、介護事業所における学生のインターンシップ等の実施を促進するため、地域医療介護総合確保基金に、インターンシップ等に参加する学生に対する事業所までの交通費や、インターンシップ等に参加する学生のための保険料などの助成に関するメニューを追加することとしているので、積極的な活用をお願いしたい。

さらに、介護や介護の仕事の理解促進を図るためには、介護に関する図書やパンフレット等の情報発信ツールの活用が不可欠であることから、地域医療介護総合確保基金において、それらの情報発信ツールの作成・購入・配付等に係る費用の助成が可能である旨を明示することとしているので、ご承知おき願いたい。

#### イ 地域の関係主体の協議の場（プラットフォーム）の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるにあたっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、P D C A サイクルを確立していただくことが重要である。目標設定に当たっての指標については、基本的な事項について、全国統一的に設定し、昨年、各都道府県から目標の設定状況についてご報告いただいたところであるが、今後、目標の達成状況と平成 29 年度の目標設定につい

て報告をお願いする予定でいるので、ご承知おき願いたい。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場（プラットフォーム）を積極的に活用いただき、都道府県労働局や介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会や学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めていただき、地域が一丸となって、効果的・効率的に人材の確保に取り組んでいただくようお願いしたい。

#### ウ 地域の介護等事業者の経営労務管理の連携の推進について

平成 28 年度予算において、地域の介護等事業者の経営労務管理等の優良事例の分析・検証のほか、人材育成の共同実施や人材交流等を通じ、職員処遇に関する好事例の横展開を図るとともに、当該取組を推進するための事業を行ったところであるが、平成 29 年度においても、引き続き事業を実施し、事例の収集を行うこととしている。（定額補助：1 自治体当たり 500 万円程度を補助。平成 29 年度予算案：0.5 億円）

#### ④ 被災地における福祉・介護人材の確保

福島県相双地域等（※）は、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯館村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、平成 26 年度予算において、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきたところ。

しかしながら、相双地域等における介護分野の有効求人倍率は、震災前の有効求人倍率を大きく上回っている状況が続いており、また、平成 28 年 6 月には葛尾村及び川内村、7 月には南相馬市の避難指示解除準備区域等の解除が行われ、今後、平成 29 年 3 月 31 日には、飯館村及び川俣町において避難指示解除準備区域等の解

除が決定していることから、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要があり、福祉・介護人材需要の更なる高まりが予想されているため、平成 29 年度においても東日本大震災復興特別会計に 0.9 億円を計上し、引き続き相双地域等における福祉・介護人材確保に取り組むこととしている。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方に本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

## (2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

平成 28 年 3 月 31 日に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」において、平成 29 年 4 月から、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられる。また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられる。

当該届出制度については、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、平成 28 年度において、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対するニーズに沿ったプッシュ型での情報提供を行うための届出システムを構築しているところである。

当該届出システムにおいては、介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっていることから、各都道府県においては、当該届出について、管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への周知徹底をお願いしたい。

## (3) 都道府県における介護人材の需給推計について

介護人材の需給推計については、各都道府県のご協力をいただき、平成 27 年 6 月に確定値を公表したところである。介護人材の需給推計については、介護保険事業支援計画等の策定にあたり基本的な事項を定めた国の基本指針において、平成 37 年度に都道府県において必要となる介護人材の需給推計を実施し、中長期的な視野をもって人

材の確保に向けた取組を定めることが重要と示されていることを踏まえ、各都道府県の介護保険事業支援計画に推計結果を記載いただいているものと認識している。

今後、各都道府県においては、第7期介護保険事業支援計画を策定していくにあたり、介護人材の需要と供給について、推計をし直す必要が出てくることから、4月以降、厚生労働省から各都道府県に対し、需給推計に必要なワークシートを提供するとともに、需給推計の結果を提出いただくようお願いする予定である。

#### (4) その他の福祉・介護人材確保の推進

##### ① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者・その家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、平成20年7月に、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後二週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

##### ② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

##### ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の核を担う人材を養成す

るため、平成 26 年度より「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているので、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

平成 29 年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。(TEL 042-496-3000)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 29 年 3 月 4 日 (土)	平成 29 年 1 月 16 日 (月) ~ 2 月 15 日 (水)
平成 29 年 3 月 19 日 (日)	平成 29 年 2 月 28 日 (火) ~ 3 月 10 日 (金)

(2) 一般、推薦、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
平成 29 年 3 月 4 日 (土)	平成 29 年 1 月 16 日 (月) ~ 2 月 15 日 (水)

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「スキルアップ講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。

(詳細については、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。)

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

## 2 外国人介護人材の受入れについて

### (1) EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて

#### ア EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3カ国から、これまで2,777人の介護福祉士候補者（以下「EPA 介護福祉士候補者」という。）を受け入れ、438名が資格を取得している。（平成28年10月1日現在）

これら EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

#### (i) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

受入れ施設が行う EPA 介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門学習、学習環境の整備のための経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間23.5万円以内）。

また、受入れ施設の研修担当者の活動に対する経費について補助を行う（定額：1受入れ施設当たり8.0万円以内）。

更に、平成28年度介護福祉士国家試験から、試験科目に医療的ケアが定められたことを踏まえ、平成29年度から、入国2年目以降の EPA 介護福祉士候補者の医療的ケアの学習に係る経費について補助を行う（定額：候補者1人当たり年間9.5万円以内）。

#### (ii) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降の EPA 介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

なお、本事業については、厚生労働省の委託事業として実施しており、実施主体については、公募の手続きを行い選定することとしている。

## イ 平成 29 年度の受入れスケジュール

平成 29 年度入国においては、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大 300 人の受入れ枠となっており、受入れ調整機関である（公社）国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設と EPA 介護福祉士候補者とのマッチング等を行った。

今後、EPA 介護福祉士候補者は、母国での日本語研修を経て、平成 29 年 6 月頃入国し、訪日後日本語研修を受講する予定である。

## ウ EPA 介護福祉士の就労範囲への訪問系サービスの追加について

EPA 介護福祉士の更なる活躍を促進する観点から、日本の生活様式を含めた研修等を実施するなどの事業者への留意事項の通知の発出を行った上で、告示の改正を行い、EPA 介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加する。施行日は、4 月 1 日を予定している。

## (2) 介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格付与について

介護福祉士の国家資格を取得した留学生の在留資格「介護」を創設する「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布された。施行日は、「公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

また、円滑に留学生を受け入れられるよう、介護福祉士養成施設における外国人の留学生を受け入れる場合の取扱について通知を発出した。

今後、法務省令が改正（介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士の国家資格を取得した留学生に限定する。）予定である。

## (3) 技能実習制度への介護職種の追加について

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力の推進を図ることを目的とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」が平成 28 年 11 月 18 日に成立し、同月 28 日に公布された。施行日は、「技能実習制度の見直しに係る法務省・厚生労働省関係の政省令案等の制定・改正について」のパブリックコメントにおいて、「公布の日から起

算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（公布の日から9か月後程度を想定）から施行される」こととされている。

今後、「産業競争力の強化に関する実行計画」（2015年版（平成27年2月10日閣議決定）等）に基づき、質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体的な制度設計を進め、技能実習法の施行に併せて、技能実習制度の対象職種への介護職種の追加を行う。

## 第 6 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

### 1 自殺対策の状況等について

#### （1）自殺の概況

警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、我が国の自殺者数は、平成 10 年以降、14 年連続して 3 万人を超える状態が続いていたが、平成 24 年に 15 年ぶりに 3 万人を下回った。平成 28 年は 2 万 1,764 人と、5 年連続で 3 万人を下回り、平成 6 年以来の水準となった。

#### （2）自殺対策の状況

##### ア 自殺対策業務の移管

平成 27 年 1 月に閣議決定された「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」において、自殺対策の推進業務は厚生労働省へ移管することとされた。同年 9 月には、業務移管に必要な法整備を行う「内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律」が成立し、同法に基づき、平成 28 年 4 月 1 日をもって業務が移管された。

自殺対策基本法が平成 18 年に施行されて以来、内閣府において自殺総合対策大綱を 2 度策定し、これに沿った様々な取組が進められてきた結果、自殺者数が 2 万 1,764 人まで減少するなど、着実に成果を出してきた。一方、今後、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を一層進め、健康問題や経済的困窮を始めとする自殺の背景にある様々な要因に対して、地域において自殺対策の中核を担っている自治体の保健・福祉部局等や、経済的な自立を支えるハローワークなどの現場と緊密に連携することがますます重要となると考えられた。このため、前述の業務見直しにおいては、こうした現場と関連が深い厚生労働省に移管することで、取組体制の更なる強化を図ることになったものである。

## イ 自殺対策基本法の改正

地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策への転換を進めるため、平成 28 年 3 月 18 日、議員立法により自殺対策基本法が改正され、4 月 1 日から施行された。主な改正点は、以下のとおり。

- ・ 都道府県自殺対策計画等（同法第 13 条）

都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、都道府県自殺対策計画を定める。

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定める。

- ・ 都道府県・市町村に対する交付金の交付（同法第 14 条）

自殺対策計画を策定して自殺対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、国は、これらの計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に当たるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、予算の範囲内で交付金を交付することができる。

## ウ 自殺総合対策推進センターの発足

平成 28 年 4 月 1 日付けで自殺予防総合対策センターを自殺総合対策推進センター（※）に改組し、組織体制について地域連携推進室を新設するなどの強化を図っている。

※ 自殺総合対策推進センターは、「国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター」における組織。

自殺総合対策推進センターにおいては、国における自殺対策を総合的に支援するため、

- ・ 精神保健的な視点に加え、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な視点を踏まえて研究を行うとともに
- ・ 民学官で P D C A サイクルを回すためのエビデンスに基づく政策支援に取り組んでいくこととしている。

また、地域レベルの取組を支援するため、

- ・ 民間団体を含む基礎自治体レベルの取組の実務的・実践的支援の強化
- ・ 地域が実情に応じて取り組むための情報提供や仕組みづくり（人材育成等）

に取り組んでいくこととしている。

### （3）自殺対策の推進に関する業務の所掌について

自殺対策については、業務移管に伴い、より総合的な自殺対策を推進していくため、省内に厚生労働大臣を本部長とする省内横断的な組織である自殺対策推進本部を設置して推進しているところである。

なお、「自殺対策業務の移管について（通知）」（平成 28 年 4 月 20 日付け社援発 0420 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知）において、自殺対策業務については、大臣官房参事官（自殺対策担当）が自殺対策推進室の室長を兼務の上、社会・援護局長のもと、自殺対策業務を担当することとなった旨通知したところであるが、平成 29 年 4 月 1 日より組織令の改正によって、自殺対策基本法改正の趣旨を明確化する予定であるので御了知願いたい。

## 2 今後の自殺対策について

### （1）自殺総合対策大綱の見直し

現在の自殺総合対策大綱は、平成 24 年 8 月 28 日に閣議決定され、おおむね 5 年を目途に見直すこととされていることから、平成 28 年秋から見直しに向けた検討に着手している。

自殺対策基本法の改正も踏まえ、平成 29 年夏頃を目途に新たな自殺総合対策大綱を策定することができるよう、新たな自殺総合対策大綱の在り方に関する検討会を開催している。

おおむね 5 回程度検討会を開催し、年度内を目途に取りまとめた上で、パブリックコメントを平成 29 年 4 月から 5 月頃までに行い、夏頃を目途に自殺総合対策会議（厚生労働大臣を会長とする関係閣僚会議）に案を諮り、新

しい大綱の閣議決定ができるよう検討を進めているところである。

## (2) 都道府県自殺対策計画等の早期策定に向けた支援策の検討

厚生労働省において自殺総合対策大綱の見直しを進める一方で、自殺総合対策推進センターは、全自治体の自殺実態の分析・把握や地域特性に応じた自治体の類型化と政策パッケージの立案を進めている。

自治体において、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定ができるよう、自殺総合対策推進センターから各自治体の自殺実態の分析・把握結果を提供するなどにより、自殺対策計画の策定を支援したい。

また、都道府県や政令指定都市では、市町村の計画づくりを支援する地域自殺対策推進センターを平成 29 年度中に設置していただきたい。

平成 30 年度以降、以下のとおり自治体、自殺総合対策推進センターによる P D C A サイクルを展開することを考えているので、御理解、御協力をお願いしたい。

- ① 全国の都道府県や市町村が計画づくりを行うに当たっては、自殺総合対策推進センターが全自治体の自殺実態の分析や地域の特性に応じた自治体の類型化や政策パッケージを立案し、自治体においてそれをもとに計画づくりを行う。
- ② 次に、計画に基づく施策が展開されていく中で、自殺総合対策推進センターが行っている研究などで地域における実践の支援などを展開していく。
- ③ さらに、計画の数値目標や施策の効果、課題を検証していく中で、国や自殺総合対策推進センターで計画の達成度の精査、政策パッケージの効果検証を行っていく。
- ④ その後、検証結果を踏まえた計画の見直しや施策の改善を行うとともに、今後、新たな政策提言や情報発信を行っていく。

## 第7 地域福祉の推進等について

### 1 地域福祉の推進について（地域福祉課）

#### （1）地域福祉計画・地域福祉支援計画について

##### ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画である。その策定率は毎年微増傾向にあるものの、市町村では69.6%にとどまっており、特に町村部の策定率が低調となっている状況である。

地域福祉計画等はその策定過程にも重要な意義があり、地域住民等の積極的な参画により、地域の課題を様々な観点から可視化することができるものである。それらを地域で共有し、新たな取組の創出につなげていくことにより、地域の支え合いの再構築、ひいては地域活性化の端緒にもなり得ることから、積極的な計画の策定又は改定を進めていただきたい。

また、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、平成26年3月に、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握や他の地域福祉施策や社会資源との連携などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているが、平成28年3月末時点で、都道府県では約4割、市町村では約2割の自治体で当該方策を盛り込んでいる状況にある。今後の計画の策定及び改定においては、当該事項が適切に盛り込まれるよう留意されたい。

##### イ 地域力強化検討会における検討状況について

「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」においても、地域福祉計画等に関する議論がなされ、検討会の中間とりまとめでは、

- ・ 「我が事・丸ごと」の体制整備についても記載事項として明確に位置付けるべきである。
- ・ 計画の策定については任意ではなく義務化するべきである。
- ・ 計画の策定に関係者の意見が反映されることや、PDCAの手続きが適切に踏まれることも明確に規定すべきである。

- ・ 地域福祉計画は多分野の計画を横断的総合的に統合する、いわば「上位計画」として位置づけるべきである。

といった内容が盛り込まれた。

これらを踏まえ、第1の(2)に記載したとおり、社会福祉法の改正を行うこととしており、現在、内容を政府内で調整中である。また、今後、地域福祉計画等のガイドラインの見直しのための検討を行うこととしているので、引き続き注視いただきたい。

#### ウ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年度調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、自治体の事務的な負担等を勘案し、内容の一部見直しを行った上で、本年も3月を目途に調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

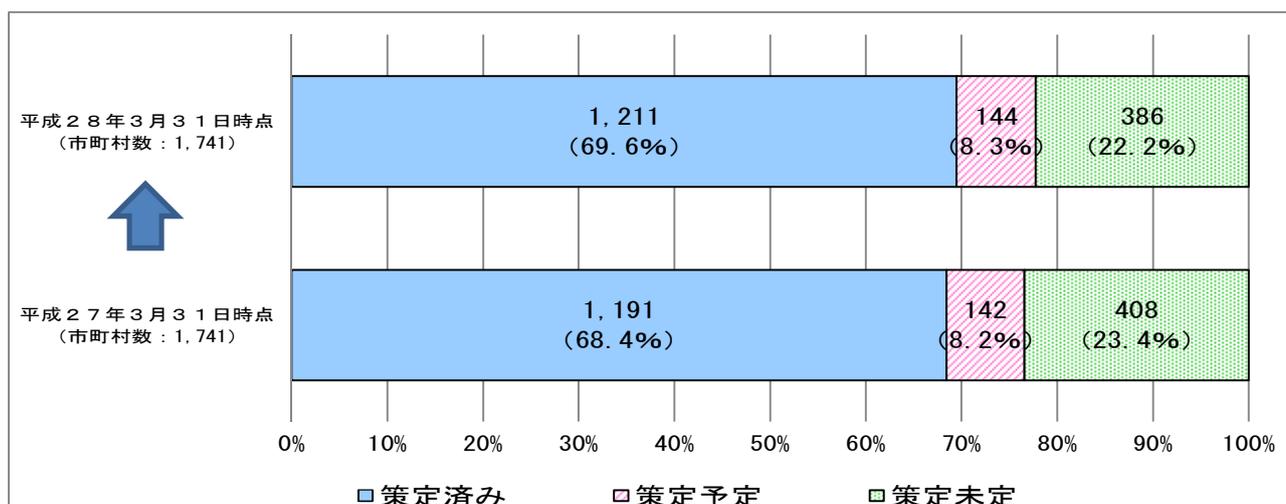
(参考) 平成28年度調査結果の主な概要

#### I 市町村地域福祉計画策定状況等調査(平成28年3月31日時点)

○調査対象：1741市町村 ○回答数：1741市町村(回収率100.0%)

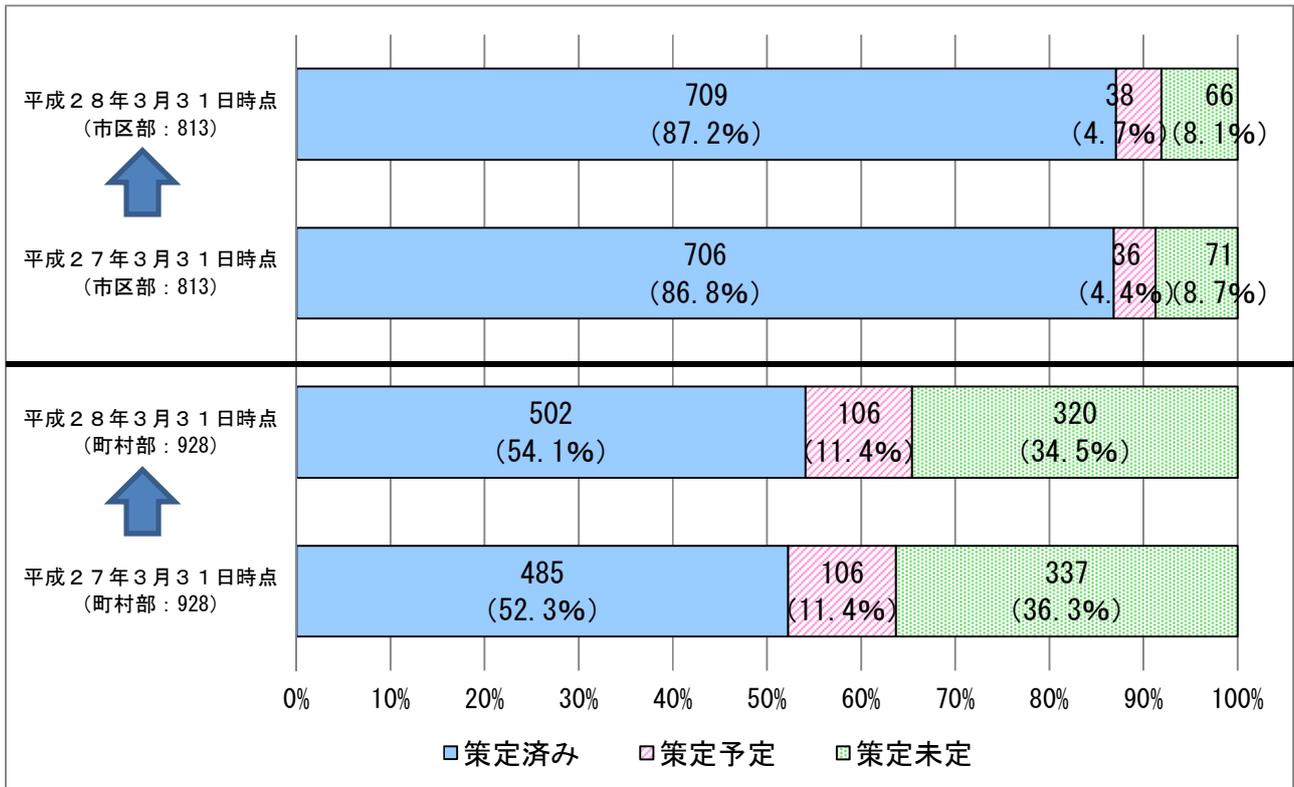
#### 市町村地域福祉計画の策定状況

全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,211市町村(69.6%)となり、前回調査と比較して1.2ポイント増加した。



### 市区部・町村部別の策定状況

「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は0.4ポイント、町村部は1.8ポイント増加した。



### 市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

全1,741市町村のうち、406市町村(23.3%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して9.7ポイント増加した。

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査 (平成28年3月31日時点)  
 ○調査対象：47都道府県 ○回答数：47都道府県 (回収率100.0%)

### 都道府県地域福祉支援計画の策定状況

「策定済み」は42道府県(89.4%)。

未策定の自治体：東京都、岐阜県、広島県、愛媛県、鹿児島県

### 都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

全47都道府県の約半数が生活困窮者自立支援方策を盛り込んでいる。



の方々に構成される全国民生委員児童委員連合会等の関係機関と積極的に連携、協力を図っていくこととしている。

また、平成 29 年 7 月には、制度創設 100 周年記念大会を開催するとともに、各地の民生委員協議会等においても、都道府県や市区町村単位での様々な記念事業及び広報活動が実施される予定である。

各自治体におかれては、平成 28 年 11 月 4 日付け社援地発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「民生委員制度創設 100 周年に向けた広報等に対する積極的な連携、協力について（依頼）」を踏まえ、ホームページ、広報誌等の媒体の活用や、関係部局にも広く協力を依頼すること等により積極的な広報を実施いただくとともに、民生委員協議会等が行う記念事業等に対しても連携、協力を図っていただくようお願いする。

(参考) 民生委員制度創設 100 周年記念大会

○開催日

平成 29 年 7 月 9 日（日） 記念式典、表彰、記念講演等

10 日（月） シンポジウム

○会 場

東京ビッグサイト（東京都江東区有明 3-11-1）

○参加者数

概ね 10,000 名程度を予定

イ 民生委員に期待される役割

地域においては、少子高齢化、人口減少、地域における関係性の希薄化など様々な課題が生じている。

その中で、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域で孤立する高齢者や生活困窮者などが増加しており、地域においては、社会的孤立の防止が大きな課題となっている。平成 27 年 4 月に施行された生活困窮者自立支援制度では、生活困窮の状態にある方々をいかに早期に把握し、早期に支援につなげるかが取組を進める上での重要なポイントの一つである。

また、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きが

いを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されており、厚生労働省では、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みの構築に向けた検討を進めている。

こうした諸施策を展開していく中で、地域の住民にとって最も身近な存在で、地域のことに精通され、住民の立場に立って相談援助活動を行い、行政機関との架け橋にもなっている民生委員に期待される役割が大きくなっている。例えば、相談窓口にたどり着けない生活困窮者の発見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した要支援者への見守りなど、積極的に関わることを期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が生活困窮者自立支援制度をはじめとする諸施策において求められる役割などについて、十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、引き続き積極的な支援をお願いしたい。

#### ウ 民生委員活動への支援について

平成 28 年度においては、昨今の民生委員活動の負担増加、少子高齢化の進行などを背景とした民生委員活動の一層の活性化の必要性など、地域における民生委員の役割の重要性を考慮し、1人当たりの活動費については、昨年度比 800 円増を図り 59,000 円、地区民生委員協議会活動推進費については、1か所当たり 200,000 円が地方交付税措置されている。

平成 29 年度においては、地区民生委員協議会による民生委員活動のバックアップ体制の強化を図るため、1協議会当たりの活動推進費を拡充する方向で調整している。（詳細は追ってお示しする。）

各自治体におかれては、民生委員の役割、期待を十分に理解していただき、民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の見直しに積極的に取り組むとともに、今後とも民生委員の活動しやすい環境の整備に向け、一層の取組の推進について特段のご配慮を賜りたい。

#### エ 民生委員の一斉改選について

民生委員については、昨年 12 月 1 日に 3 年に 1 度の一斉改選が行われたとこ

ろであるが、改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

【改選結果】

	平成 28 年度	前回（平成 25 年度）
定数	238,352人	236,271人
委嘱数	229,541人	229,488人
充足率	96.3%	97.1%

委嘱数のうち再任 156,962 人（68.4%）、新任 72,529 人（31.6%）

また、今回の一斉改選に伴い、全体の約 3 割の者が新たに民生委員として委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生委員の方々が円滑に活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

オ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に関して、過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動の基本ともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているため参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付け「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付しているため、参照されたい）。

(3) 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等の社会の変化に